【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【会社名】	霞ヶ関キャピタル株式会社
【英訳名】	Kasumigaseki Capital Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO　河本　幸士郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5510-7651
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO　廣瀬　一成
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5510-7651
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO　廣瀬　一成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2026年11月26日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金165円　　総額　4,053,813,225円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年11月27日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

小川潤之、河本幸士郎、廣瀬一成、杉本亮、緒方秀和、古川喜久、菅英輔、設樂英孝、樋口達夫、早川尚吾、浜西泰人及び宗次涼子を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

宗像雄一郎、小林雅之及び纐纈良二を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額2,000百万円以内（うち社外取締役は200百万円以内）に改定するものであります。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額500百万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社普通株式の総数を年70千株以内に改定するものであります。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額200百万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案	169,152	996	49	（注）1	可決　96.987
第2号議案					
小川　潤之	160,115	10,030	49		可決　91.807
河本　幸士郎	161,542	8,603	49		可決　92.625
廣瀬　一成	163,095	7,051	49		可決　93.515
杉本　亮	164,108	6,038	49		可決　94.096
緒方　秀和	163,946	6,200	49		可決　94.003
古川　喜久	164,396	5,750	49	（注）2	可決　94.261
菅　英輔	164,411	5,735	49		可決　94.270
設樂　英孝	164,321	5,825	49		可決　94.218
樋口　達夫	164,383	5,763	49		可決　94.254
早川　尚吾	151,948	18,199	49		可決　87.123
浜西　泰人	155,334	14,812	49		可決　89.065
宗次　涼子	168,773	1,374	49		可決　96.770
第3号議案					
宗像　雄一郎	168,858	1,289	49	（注）2	可決　96.819
小林　雅之	168,819	1,328	49		可決　96.797
纐纈　良二	168,890	1,258	49		可決　96.837
第4号議案	166,013	4,122	63	（注）1	可決　95.187
第5号議案	120,208	49,939	49	（注）1	可決　68.924
第6号議案	166,128	4,007	63	（注）1	可決　95.253

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上